

倫理規程

2025 年 2 月 1 日

株式会社山下PMC

第 1 章 基本原則

(総 則)

- 第 1 条 本規程は、株式会社山下PMC（以下「会社」とする）の取締役および監査役ならびに社員の行動基準およびコンプライアンス（法令を遵守すること）について定めるものである。

(目 的)

- 第 2 条 本規程は、企業倫理を確立することにより社会の信頼を得ることを目的とし、会社はこれを経営の基本方針とする。

(役職員等の責務)

- 第 3 条 役職員等は、本規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

(行動の原則)

- 第 4 条 役職員等は、経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、品位を保ちつつ、社会的な良識をもって行動する。

(規程違反への対応)

- 第 5 条 会社は、本規程に違反する重大な事案が生じたときは、代表取締役を先頭として会社を挙げて問題の解決にあたり、原因の究明、再発の防止に努める。
2. 会社は、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。
 3. 会社は、代表取締役を含め関係役職員等を厳正に処分する

第 2 章 お客様との関係

(お客様への対応)

- 第 6 条 役職員等は、会社を利用するすべてのお客様に対し、誠意をもって明るく親切かつ丁寧な態度で接する。

(サービスの提供)

- 第 7 条 役職員等は、常にお客様の立場にたって行動し、お客様に喜ばれるサービスを提供する。

(トラブルへの対応)

- 第 8 条 役職員等は、自らが提供するサービスに関してお客様との間でトラブルが生じたときは、迅速かつ誠実に対応する。

(お客様情報の管理)

- 第 9 条 役職員等は、業務上知り得たお客様に関する情報が外部に漏洩することのないよう厳重に管理する。

(安全・衛生対策)

第 10 条 役職員等は、お客様の安全と健康を確保するために、建築物・設備等について、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じる。

第 3 章 社会・環境との関係

(取引先への対応)

第 11 条 役職員等は、すべての取引先に対し、誠意をもって明るく親切かつ丁寧な態度で接する。

(公正な競争)

第 12 条 会社は、営業活動において、同業他社と公正で自由な競争を行う。

2. 役職員等は、営業活動について、不正な手段は使用しない。

(政治、行政との関係)

第 13 条 会社は、政治・行政との間において、健全かつ正常な関係を保持する。

2. 会社は、違法な政治献金・違法な利益供与、贈賄は行わない。

(反社会的勢力との関係)

第 14 条 会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を取るとともに、経済的な利益を供与しない。また、いかなる契約関係にもならない。

(企業情報の提供)

第 15 条 会社は、お客様・取引先・株主・投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する。

(環境問題への取り組み)

第 16 条 会社は、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用・資源のリサイクル・省エネルギーなどに積極的に取り組む。

第 4 章 社員との関係

(基本的人権の尊重)

第 17 条 会社は社員の基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・心身障害、年齢、性別、配偶者の有無その他の業務遂行と関係のない理由による社員の処遇の差別は一切行わない。

(社員のゆとりと豊かさの実現)

第 18 条 会社は、労働条件の向上により、社員の経済的・精神的・時間的なゆとりと豊かさの実現に努める。

(個性と能力を活かせる職場の形成)

第 19 条 会社は、社員一人ひとりが個性と意欲と能力を最大限に発揮できる職場作りに勤める。

(安全・衛生対策)

第 20 条 会社は、社員の安全と健康を確保するために、建築物・設備等について、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じる。

付 則

2009年12月	1日	制定	
2018年	4月	1日	改訂
2025年	2月	1日	改訂